平成２４年（フ）第５６６３号
東京都港区三田１丁目７番１号　パークコート麻布十番408、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区上原２丁目５番９号　グランフォルム上原101
破産者　株式会社１Ｑ
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６６４号
東京都港区三田１丁目７－１―408
破産者　大町　禾子
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６６９号
東京都豊島区東池袋２丁目11番２号
破産者　有限会社明星建設
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６７０号
東京都豊島区東池袋２丁目４－１　柏原ビル４ＦＢ
破産者　井上　温雄
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１９１号
東京都足立区大谷田５丁目33―17―201
破産者　佐藤　孝也
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２３４号
神奈川県横浜市神奈川区菅田983―202、開始決定時の住所神奈川県川崎市幸区小倉５丁目１―27
破産者　磯前　光司
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２３５号
茨城県取手市新町４丁目25―13―101
破産者　磯前　理佳
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２３８号
千葉県市川市大野町２丁目1873―11　エクセル市川202
破産者　大塚　憲一
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３３０号
東京都大田区千鳥３丁目14－３―201
破産者　坂田みちる
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４０６号
東京都渋谷区東２丁目25―36―1007
破産者　佐藤　庄司
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４１２号
神奈川県大和市つきみ野６丁目５―38
破産者　小林　　一
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４２０号
東京都葛飾区立石１丁目12―５
破産者　須田佐智夫
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４４３号
神奈川県横浜市磯子区磯子３丁目６－１－1402
破産者　山本　英信
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４４５号
神奈川県横浜市旭区今宿東町662―１
破産者　追立　正司
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４４７号
埼玉県羽生市大字羽生150―１
破産者　今泉　直樹
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４６１号
千葉県習志野市谷津３丁目12―22―102
破産者　鈴木　哲也
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４７６号
千葉県習志野市実籾３丁目26―30、開始決定時の住所千葉県千葉市花見川区作新台６丁目10―３―106
破産者　杉浦　浩司
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４８２号
東京都文京区水道２丁目４－２
破産者　萩原よつむ
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５２４号
東京都足立区一ツ家３丁目27―12
破産者　原　亜砂子
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５５３号
東京都台東区下谷３丁目17－１―702
破産者　牛島　　孝
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５５６号
東京都杉並区清水３丁目８―23―202
破産者　庵地　篤彦
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６０２号
神奈川県相模原市緑区下九沢1558―５―406
破産者　長谷川滉造
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部